

本市の「移住・定住プロジェクト事業」が 優秀賞を受賞しました

1月21日、さいたま市浦和区のさいたま共済会館で、県主催の「平成30年度彩の国いち押しの取組事例発表会」が開催され、本市の「移住・定住プロジェクト事業」が優秀賞を受賞しました。

当日は、県内63市町村からそれぞれ提出された「いち押しの取組」の中から、市町村相互の投票などで選ばれた本市を含む5団体がプレゼンテーションを実施。審査の結果、本市の官民協働による取り組みが高く評価されました。



「彩の国いち押しの取組事例発表会」における発表風景

「移住・定住プロジェクト事業」の取り組み

移住・定住相談窓口の設置

平成30年6月から専任の相談員「移住・定住コンシェルジュ」を配置し、きめ細かな相談対応やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した情報発信を行っています。

気軽にご相談ください



窓口開設以来、多数の問い合わせや相談をいただいています。相談される方の不安が少しでも解消され、行田での暮らしを楽しくスタートできるようお手伝いさせていただきます。相談カウンターには塗り絵や折り紙も置いてありますので、小さなお子さま連れの方も気軽にお越しください。

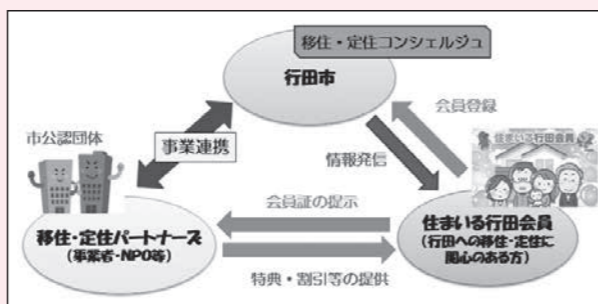
移住・定住コンシェルジュ 青木美佳

官民協働による取り組み

「移住・定住パートナーズ」認定制度は、本市の移住・定住への取り組みに賛同する企業や団体を市の認定団体として登録するもので、平成31年1月末時点で約60団体を認定しています。

住まいる行田会員

「住まいる行田会員」登録制度は、本市への移住・定住に関心がある方を対象にした会員登録制度であり、平成31年1月末時点で約160人に登録いただいています。



移住・定住プロモーション

各種移住イベントへの出展や移住体験バスツアーを実施しました。参加者の皆さんからは「都心に近く、移住先として考えたい」といった意見が寄せられました。また、大手検索サイトなどにバナー広告を掲出し、積極的に本市の魅力を発信しています。

本市ではこれまでも国に先駆け、人口減少対策を最重要課題としてさまざまな事業を行ってきました。今後も皆さんに「行田に住みたい、住み続けたい」と思ってもらえるよう、本プロジェクトを中心とした官民協働・オール行田での取り組みを推進していきます。

▶問い合わせ 企画政策課企画政策担当(内線310)・移住・定住相談窓口(内線312)

春の火災予防運動を実施します

3月1日(金)～7日(休)は、春の火災予防運動期間です。この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、財産の損失を防ぐことを目的に実施するものです。

平成30年度全国統一防火標語

「忘れてない？サイフにスマホに火の確認」

住宅防火 いのちを守る7つのポイント

【3つの習慣・4つの対策】

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- お年寄りや体の不自由な方を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

▶問い合わせ 消防本部予防課予防担当 ☎550-2121

住宅用火災警報器設置に関する アンケートにご協力を

消防本部では、住宅用火災警報器の設置率向上を図るために、アンケート調査を実施します。消防職員が、任意抽出した世帯を訪問する場合がありますので、ご協力をお願いします。訪問時には必ず身分証明書を提示しますので、ご確認ください。

なお、消防署が特定の業者に依頼して住宅用火災警報器を直接販売することや、部屋に入っただけの確認や点検を行うことは一切ありません。悪質な訪問販売などに、十分ご注意ください。

▶問い合わせ 消防本部予防課予防担当 ☎550-2121

3市3町による「災害時における利根川兩岸3市3町相互応援に関する協定」を締結しました



3市3町による協定締結の様子

2月4日、3市3町(群馬県板倉町、千代田町、明和町、埼玉県加須市、羽生市、行田市)による「災害時における利根川兩岸3市3町相互応援に関する協定」を締結しました。

この協定は、災害発生時に3市3町において、資機材・物資の提供、被災者の一時受け入れなどについて相互に応援協力することを目的としたものです。これにより、本市との相互応援が可能となる県外の自治体は、10市町となりました。なお、県内では全ての市町村と協定を締結しています。

▶問い合わせ 防災安全課防災担当(内線282)

下水道事業に 地方公営企業法を適用します

本市の公共下水道事業は、4月1日から地方公営企業法の財務規定などを適用した「公営企業会計」へ移行します。公営企業会計への移行により、経営状況や財政状態をより明確に把握することができ、経営の効率化・健全化を図ることが可能となります。

なお、地方公営企業法の適用は、主に経理方法の変更であり、使用者の皆さんに直接的な影響はありません。

▶問い合わせ 下水道課法適用準備担当 ☎564-0303